

新たな大都市制度の検討について

1 これまでの経過

時期	当局	本市の取組	参考：国等の動向
		市会	
21年1月 2月	○横浜市大都市制度検討委員会 「新たな大都市制度創設の提案 (最終報告)」 ○横浜・大阪・名古屋3市による 大都市制度構想研究会 「日本を牽引する大都市ー『都市 州』創設による構造改革構想ー」 を提言		
21年9月 22年1月 5月	○「新たな大都市制度創設の基本的 考え方」第1次素案を市会へ説明 ○「新たな大都市制度創設の基本的 考え方」修正素案を市会へ説明 ○「新たな大都市制度創設の基本的 考え方」《基本的方向性》を公表	○特別委員会(第1次素案の検討) ○特別委員会(修正素案の検討) ○特別委員会(最終委員会・報告書確定)	○地方行財政検討会議設置(22年1月) ○指定都市市長会「特別 自治市」構想発表(5月)
22年7月 10月		○特別委員会(検討テーマの選定)	○地域主権戦略大綱(6月)
	○新たな大都市制度における広域 連携・財政調整に関する研究会設置		○川崎市が新たな大都 市制度のあり方等につ いて方針を策定(10月)
23年2月 3月		○特別委員会(最終委員会・報告書確定)	○「地方自治法抜本改正 についての考え方」策定 (23年1月)
	○新たな大都市制度における広域 連携・財政調整のあり方論点整理		
23年7月 8月	○川崎市と大都市制度共同研究に ついて合意 ○横浜市大都市自治研究会設置		○地域主権推進一括法第 1次成立・第2次提出(4 月)

2 大都市制度（特別自治市）共同研究会について

（1）経過

- 7月26日、林市長と阿部川崎市長の会談で、両市で大都市制度に関する共同研究を開始し、首都圏など他の指定都市にも呼びかけることで合意
- 参加意向のある首都圏の指定都市（横浜・川崎・千葉・さいたま・相模原）及び京都・神戸の7市による研究会の立ち上げを調整中

（2）共同研究の主な視点

- ① 特別自治市創設のメリット／② 各市の実情を踏まえた都市内分権のあり方
- ③ 大都市制度における広域連携のあり方／④ 都構想の課題整理

(3) 今後の予定

- 23年9月 準備会開催（7市の大都市制度所管課長級会議）
- 23年10月下旬 第1回研究会開催 7市の大都市制度所管局長級職員で構成
市長も必要に応じて参加
- 23年11月～ 研究会を隨時開催
- 24年3月 中間報告

3 「横浜市大都市自治研究会」の設置について

(1) 当面の検討内容

- 本市の「新たな大都市制度創設の基本的考え方（平成22年5月）」をふまえた
新たな大都市制度創設に向けた基本的姿勢と基本的枠組みの整理・具体化に関する
こと。
- 地方自治制度の一類型としての「横浜特別自治市構想」大綱策定に関する
こと。

(2) 委員 (50音順・敬称略)

座長 辻 琢也 一橋大学大学院教授（行政学・地方自治論）

委員 伊藤 正次 首都大学東京大学院教授（行政学）

薄井 一成 一橋大学大学院准教授（行政法）

大杉 覚 首都大学東京大学院教授（行政学・都市行政論）

高橋 信行 國學院大學准教授（行政法）

沼尾 波子 日本大学教授（財政学）

(3) 第1回研究会（8月12日開催）での主な意見

- 横浜が神奈川県から独立すると、県・県内市町村・国全体にメリットがあることをまず重点的に示すべき。
- 提言は、原則として個別論点ごとにまとめると良い。
- 国は、「県と市が合意したものを提示してほしい」という姿勢。制度創設に向けた意思決定の過程を早めに検討すべき。
- 制度創設にあたっては、関係する多数の個別法の改正が不可欠。代表的な事務を取り上げて提言を行っても良い。
- 大都市と①県、②行政区、③国、それぞれの役割分担の明確化が必要。
- 神奈川県の税財政等をシミュレーションする場合、「大都市」の範囲をどうするか。県内のバリエーションは可能な限り広く検討しておく方が良いかもしない。
- 国と地方の役割分担及び税配分をどう考えるか。

(4) 当面の予定

平成23年8月26日 第2回研究会

秋～冬 第1次提言 (*以後、情勢に応じて適宜提案)

<参考資料：第1回研究会会議資料>

参考資料

第1回 横浜市大都市自治研究会

日時：平成23年8月12日(金)

18時～

場所：横浜市庁舎 2階応接室

<次第>

- 1 開会
- 2 研究会設置要綱説明
- 3 委員紹介
- 4 座長選任・座長挨拶
- 5 研究会の進め方
- 6 討議資料説明
- 7 意見交換
- 8 閉会

<資料>

- 資料1 研究会設置要綱
- 資料2 研究会の進め方
- 資料3 第1回研究会討議資料

横浜市大都市自治研究会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

伊藤 正次 首都大学東京大学院教授（行政学）

薄井 一成 一橋大学大学院准教授（行政法）

大杉 覚 首都大学東京大学院教授（行政学・都市行政論）

高橋 信行 國學院大學准教授（行政法）

辻 琢也 一橋大学大学院教授（行政学・地方自治論）

沼尾 波子 日本大学教授（財政学）

横浜市大都市自治研究会設置要綱

制 定 平成 23 年 8 月 1 日第 78 号（市長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市大都市自治研究会（以下、「研究会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

（研究会の目的）

第2条 研究会は、新たな大都市の具体像その他大都市にふさわしい地方自治制度について検討するため、外部有識者の専門的見地から助言・提言を得ることを目的とする。

（所掌事務）

第3条 研究会は、前条の目的を達成するために必要な検討を行い、その結果を市長に報告する。

（委員）

第4条 研究会は、委員 10 人以内をもって構成する。

2 委員は、市長が任命する。

3 委員の任期は 2 年以内で市長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

（座長）

第5条 研究会に座長を置く。座長は委員の互選により選出する。

2 座長は、研究会を代表し、会務を総理する。

（会議）

第6条 研究会の会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

（会議の公開）

第7条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条の規定により、会議は一般に公開する。ただし、委員の承諾により、会議の一部又は全部を非公開とすることができます。

（庶務）

第8条 研究会の庶務は、政策局大都市制度推進室大都市制度推進課で処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月12日から施行する。

平成 23 年 8 月 12 日

大都市自治研究会の進め方

1 趣 旨

新たな大都市の具体像その他大都市にふさわしい地方自治制度について検討するため、外部有識者の専門的見地から助言・提言を得るため、「横浜市大都市自治研究会」を設置します。

2 研究会の位置づけ

横浜市の附属機関に準ずる機関

3 会議の公開

原則として公開。会議の運営上支障がある場合は、座長の判断で一部非公開とともにできる。

会議録、会議資料はホームページで公開する。

4 会議の進め方（案）

- 資料（論点等）をベースに自由に討論を行い、研究会としての方向性を取りまとめます。（新たな大都市制度創設に向けた基本的姿勢と基本的枠組みを整理・具体化し、地方自治制度の一類型としての「横浜特別自治市構想」の大綱を策定）
- 研究会としての検討成果は、隨時提言として整理していくことを想定します。
- 各委員からの問題提起を受けて議論することも想定します。

5 委員の任期

平成 23 年 8 月～平成 25 年 8 月（2 年）

6 当面のスケジュール（案）

- 第1回 8月12日（金）
- 第2回 8月26日（金）
- 第3回 23年10月～11月（予定）
- 第4回 23年11月～12月（予定）

*第3回以降の研究会日程については、研究会の議論によって変更の可能性もあります。

*第4回研究会では、第3回までの研究会の議論をふまえ「第一次提言」について議論いただく予定です。

資料3

第1回 横浜市大都市自治研究会

平成23年8月12日

會議資料

● 本日の説明項目等

1 新たな大都市制度創設の基本的考え方

2 研究会における検討項目

- 新たな大都市制度創設の必要性
- 新たな大都市制度提案の基本的枠組み
- 新たな大都市制度創設に向けた工程



1 新たな大都市制度創設の基本的考え方

●「新たな大都市制度創設の基本的考え方」

《基本的方向性》

市会(議会)との議論を踏まえ、昨年5月に策定
林市長が国・経済界などに直接説明

<構成>

- 1 新たな大都市制度創設の 必要性
- 2 新たな大都市制度創設に向けた 基本的姿勢
- 3 新たな大都市制度提案の 基本的枠組み
- 4 実現に向けた 取組方針

次ページへ

【新たな大都市制度創設に向けた横浜市の基本姿勢】

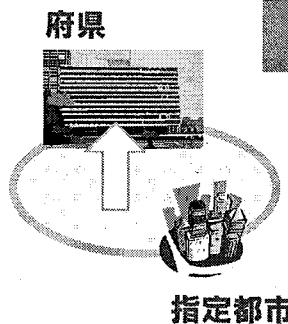
- 地方分権の推進に積極的に取り組む
- 現行の指定都市制度が抱える様々な矛盾や制約を解消

1 国の成長拠点となる大都市をつくる



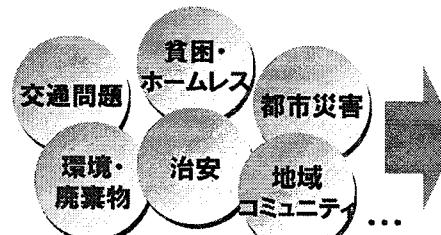
2 地方全体を支え、他地域と共生する大都市をつくる

大都市税収は、
当該府県に



大都市も元気、
地方も元気！

3 大都市行政課題を有効に解決する



大量・多様・複雑な
大都市の課題を
効率的・効果的に解決！

市民生活の向上、
安全で快適な都市空間

4 分権型社会にかなう大都市自治を拡充する

国や府県の関与
・規制を受けない！



都市内分権、
地域自治を推進！



5 簡素で効率的な行政を実現する

府県
指定都市



市で仕事が
完結できない。
府県が類似の
施策を実施。

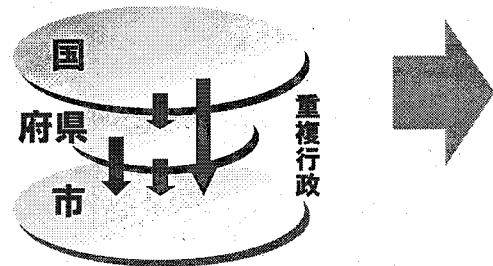


大都市

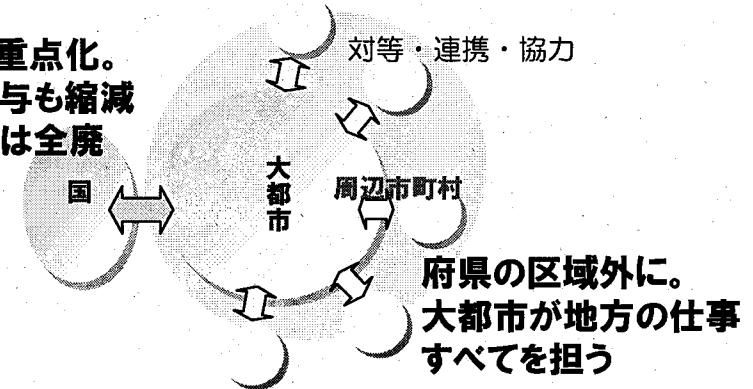
【横浜市の新たな大都市制度提案の 基本的枠組み】

1 広域自治体から独立。周辺自治体とは対等な連携で広域行政を推進

全般にわたって、国に大きな権限
部分的に、府県が中間で関与

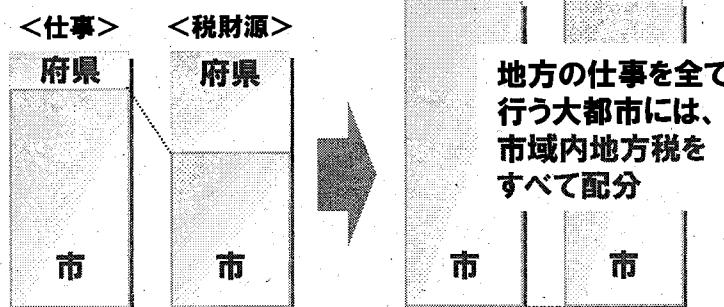


国の役割を重点化。
地方への関与も縮減
府県の関与は全廃



2 役割・仕事量に見合った公平な税制

府県の仕事をしても、
税財源配分は一般市と同じ



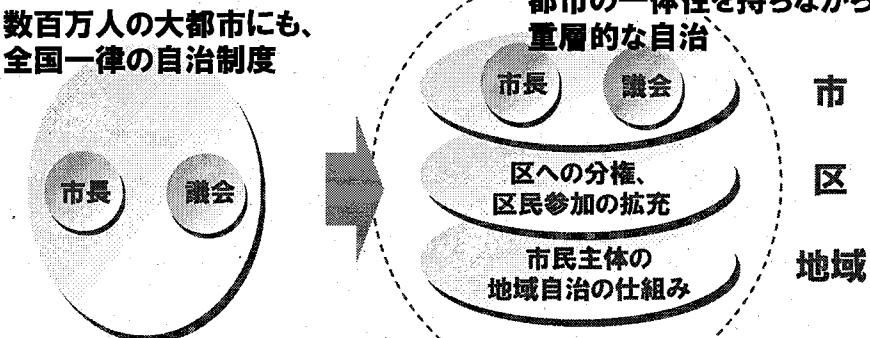
国と地方の税財源配分も見直し

地方の仕事を全て
行う大都市には、
市域内地方税を
すべて配分

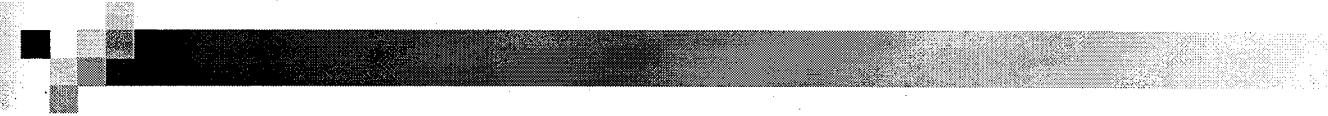
大都市の役割、仕事量、財政需要に応じた税財源配分により、受益と負担が明確な、市民にとって公平な税制に

3 住民自治機能の拡充、 市民主体の地域運営・課題解決

数百万人の大都市にも、
全国一律の自治制度



都市内部の重層的な分権の推進、参加機能の拡充、地域自治の仕組みにより、大都市でも市民による自治が充実



2 研究会における検討項目

新たな大都市制度創設の必要性

1 我が国を取り巻く社会経済情勢

- ・経済のグローバル化の進展、諸外国に対する我が国の国際競争力の低迷

2 大都市が果たしている役割

- ・指定都市は国土の3.0%の面積に、全国の約2割の人口が集中。人の定住や経済活動等に関して、大都市として高い集積性を有する。
- ・大都市特有の財政需要に対応した税財政制度が必要

3 大都市の課題解決と国全体の持続的発展

- ・大都市では今後、増加する高齢人口への対応、老朽化する都市インフラの維持更新、経済状況の悪化等による生活困難層の拡大などの深刻な課題が予想される。
- ・大都市が抱える課題を効率的に解決し、国全体として持続的に発展していくことが必要

4 「暫定」が続く地方自治制度の抜本的改革

- ・中核市・特例市制度の創設、府県から市町村への権限移譲、市町村合併の進展、市町村間の広域行政の仕組みの整備などを踏まえた、府県の役割の見直しを含めた地方自治制度の改革が必要

● 新たな大都市制度提案の基本的枠組み

- 1 広域自治体から独立した、総合性と自立性の高い自治体
- 2 水平的・対等な連携協力を基本とする広域行政
- 3 役割・仕事量に見合った公平な税制
- 4 住民自治機能の拡充、市民主体の地域運営・課題解決

1 広域自治体から独立した、総合性と自立性の高い自治体

新たな大都市制度創設の基本的考え方《基本的方向性》

国と地方の役割分担を抜本的に見直すとともに、基礎自治体全体の強化を図った上で、現在の府県制度や将来的な道州制などどのような制度下にあっても、原則として、大都市は、地方の事務（国の事務以外）をすべて担う、広域自治体の区域から独立した特別な市とします。

論点1：大都市が担うべき事務権限について

- ・指定都市制度の問題点
- ・国と地方の役割分担

論点2：大都市制度の類型について

- ・補完性・近接性の原理からのるべき類型
- ・都構想型の大都市制度

2 水平的・対等な連携協力を基本とする広域行政

新たな大都市制度創設の基本的考え方《基本的方向性》

大都市と近接市町村との水平的・対等な連携協力関係を維持・強化するとともに、多様な機能や人材が集積した、高い行財政能力を有する圏域の中心的な都市として、広域的なまちづくりや産業・観光等の振興、広域防災、環境対策、高等教育・研究機関の設置、高度医療の提供、大規模集客施設の整備、人材の供給、就業・就学の場の確保など、広域的な役割を積極的に担うこととします。

論点：周辺自治体等との広域連携について

- ・周辺広域自治体との連携のあり方
- ・周辺基礎自治体との連携のあり方
- ・首都圏における連携のあり方
- ・広域自治体の広域行政への影響

3 役割・仕事量に見合った公平な税制

新たな大都市制度創設の基本的考え方《基本的方向性》

国への財政的依存度の低下と地方の自主財源の充実確保により、地方の自立を図った上で、現行の画一的な地方税制を改め、地方自治体の権能差に応じた税制を構築します。

大都市の税制は、市域内における地方の事務を一元的に担任する事務権限配分と、集積により生じる財政需要に対応するため、大都市に市域内地方税のすべてを配分することを基本とします。

論点：市域内地方税を全て大都市で徴収することについての課題整理

- ・国と地方の税源配分についての基本的考え方
- ・大都市による税収の独占という主張について
(横浜市、神奈川県、県内市町村の財政状況について)

4 住民自治機能の拡充、市民主体の地域運営・課題解決

新たな大都市制度創設の基本的考え方《基本的方向性》

大都市内部の自治構造は、市一区の2層構造を基本としながら、市は大都市全体の経営を総合的に推進し、市民に身近な行政はできる限り区において行うという考え方により、区への分権及び機能強化を一層推進します。あわせて、区における住民参加の機会を拡充します。

さらに、地域内の住民自治の機能を高めるため、地域における合意形成を図りながら、市民が主体となり、行政との協働、市民同士又は地域の企業等との協力により、地域運営や地域課題の解決を行うため、区よりも身近な日常生活圏単位などの地域(地区)レベルに拠点となる組織を、住民の発意により置くことができる仕組みをつくります。

論点1：区の機能についての基本的考え方

- ・区の位置付け・役割、機能、権限・財源はどうあるべきか

論点2：住民自治機能の拡充についての基本的考え方

- ・一人の首長・一つの議会では不十分か
- ・民主的正当性の確保はどうあるべきか

論点3：地域自治組織についての基本的考え方



●新たな大都市制度創設に向けた工程

1 新たな地方自治法体系の整備

大都市制度創設によって、法体系はどうあるべきか

2 新たな大都市制度への移行の意思決定

大都市制度への移行を市民と共に選択・決定できる仕組みのあり方

3 準備作業

大都市制度導入に向けたイメージ

4 移行

林市長の「第 30 次地方制度調査会」 臨時委員への就任について

- 林文子横浜市長が、本日設置される「第 30 次地方制度調査会」の臨時委員に就任することになり、本日開催される第 1 回総会に出席します。
- なお、第 30 次地方制度調査会では、大都市制度のあり方についても議論される予定です。

【参考】

1 地方制度調査会とは

地方制度調査会設置法に基づき、内閣府に設置される調査会で、内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議します。

また、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとなっています。

2 委員任期

平成 23 年 8 月から最長 2 年間

3 第 1 回総会

日時：平成 23 年 8 月 24 日（水） 17:30～18:30

場所：内閣総理大臣官邸

議題：会長互選、総理諮問、その他